

よくある質問： 地区及びクラブシェアリング・プログラム



Lions Clubs International
FOUNDATION

地区及びクラブシェアリング(DCG)プログラムとは何ですか？

A: DCGプログラムは、ライオンズクラブ国際財団(LCIF)に寄付した資金の一部が、その寄付をしたクラブや地区に利用可能になるというプログラムです。利用資格のあるクラブや地区は、その要件を満たした年度の寄付総額(災害支援寄付を除く)の15%に相当する交付金を申請することができます。

こういったタイプの事業が、資金を利用する対象となりますか？

A: DCG資金は、具体的な人道奉仕活動を支援し、奉仕の対象となる地域社会においてライオンズを際立たせるために利用することができます。交付資金で会費を支払ったり積立金を設置したりすることはできません。地区及びクラブシェアリング交付金プログラムは、新しいプログラムです。交付の対象となり得る様々な状況が想定されているものの、LCIFは、状況が提案されるごとに交付基準を更新する場合があります。

どうすれば私の地区またはクラブは、このプログラムの要件を満たすことができますか？

A: クラブは、1会計年度内にLCIFに5,000ドル以上を寄付することにより要件を満たします。クラブが受給できる資金は、クラブの会員またはクラブ自体からの寄付の15%です。地区は、1会計年度内にLCIFに10,000ドル以上を寄付した場合に要件を満たします。地区が受給できる資金は、地区自体からの寄付と5,000ドルの最低額を満たさなかった地区内クラブからの寄付を加算した額の15%と、受給資格のあるクラブから地区に資金が譲渡された場合にはその資金です。対象となる寄付額は、LCIFの「奉仕に力を」資金用に直接寄せられた寄付のみです。クラブへの寄付や地区への寄付、用途が限定されたLCIF寄付、またはLCIFの災害援助資金への指定寄付は対象とはなりません。資金は、会計年度が終了し次第、申請することができ、事業が承認された時点で利用可能となります。

地区またはクラブに、DCGプログラムを利用する要件を満たしたとの通知がありました。どうすればDCG資金を手に入れられますか？

A: DCG資金受給資格を得た地区またはクラブは、いつでも申請することができます。申請書は、処理に必要な時間を考慮して、事業開始の少なくとも90日前までにLCIFに提出する必要があります。DCG資金は、必要事項がもれなく記入された交付金申請書をLCIFdistrictandclub@lionsclubs.org宛てに送ることにより、申請することができます。地区が提出する申請書には、現地区ガバナーの署名と現地区キャビネットの決議による承認が必要です。クラブの申請書には、現クラブ会長の署名と現クラブ理事会の決議による承認が必要です。申請用書式はLCIFのウェブサイトに掲載されており、次の手順でダウンロードできます。メニューバーの「奉仕を始める」にポインターを重ねて、それから「交付金の種類」をクリックしてください。

自分の地区やクラブのDCG資金がどれだけあるかはどうやってチェックできますか？

A: 寄付について、または地区やクラブで利用可能な資金に関するご質問は、寄付者サービス課(donorassistance@lionsclubs.org)へお問い合わせください。

クラブが1会計年度内に最低5,000ドルの寄付をしなかった場合、翌年度の寄付額と組み合わせることはできますか？

A: いいえ、できません。クラブが1会計年度内に5,000ドル以上を寄付しなければ、受給可能な資金に加算されません。

地区またはクラブは、受給対象となった資金を翌年度内に使わないといけませんか？

A: いいえ。地区またはクラブが最低限の条件を満たす寄付をした場合、利用可能な資金を、必ずしも翌年度内に申請して使用する必要はありません。利用可能な金額はその翌年度に繰り越されます。ある会計年度に利用可能となった額は、その会計年度が終了してから最大15年間、申請して入手することができます。15年が経過すると、期限切れとなります。

クラブの寄付が5,000ドルに満たない場合、他のクラブの寄付(5,000ドル未満)と組み合わせて、地区の合計寄付額として加算することはできますか？

A: はい、できます。ある地区のすべてのクラブの累積合計(5,000ドル以上の寄付をしたクラブは含まない)は、地区の申請可能な交付金額算出に向けての対象となります。

一部のクラブは所属地区の事務局の援助を得て、交付金を申請することを希望しています。すべての資金を地区事務局に申請し、その上で地区事務局から交付資金を適宜各クラブに配分してもらうことは可能ですか？

A: 受給要件を満たしたクラブはその寄付を所属地区に振り替えることができるものの、地区は独自の事業を指定したDCG申請書を提出しなければなりません。地区が多種多様な事業のために一つのDCG交付金を申請してから、その交付資金をクラブに分配するといった、「一括交付金」という形での交付はできません。

リードギフト(10万ドル以上)は、クラブまたは地区の寄付分として加算されますか？

A: リードギフトがDCG資金向けに加算されるのは、以下のような特定の状況下においてのみです。

1. リードギフト寄付者がその寄付の用途を指定しない場合には、DCGプログラム用に加算することが可能です。
2. 寄付を全納した時点で、寄付者はその寄付の何割をDCGプログラムに加算するか、表明することができます。特定の目的に用途が指定された寄付についてはそのいかなる部分も、DCGプログラムの対象外となります。寄付の何割かがDCGプログラム用に回された場合、その部分については、特定の目的に用途を指定することができません。

DCG資金は、承認済みのLCIF人道支援マッチング交付金のために使用してもいいのですか？

A: DCG資金は、LCIFの別の交付金プログラム用にライオンズが現地で調達すべきマッチング資金全額または一部資金に充てるために、利用することができます。しかしながら、LCIFがすでに承認した交付金に対する現地ライオンズのマッチング資金としてDCG資金を使うことはできません。LCIFウェブサイトに掲載されている[文書](#)に、別のLCIF交付金プログラムの現地マッチング資金拠出条件を満たすためのDCG資金の使用に関する手順が説明されています。この文書は、リソースセンターとDCGウェブページでご覧になれます。

資金は、地区内または申請ライオンズの国以外での事業に利用できますか？

A: 申請ライオンズの国外で実施される事業を含め、地区外での事業を支援するために利用することができます。事業が申請ライオンズの地区の国外で行われる場合には、その事業に対する支持を示す現地ライオンズ地区の承認がなければなりません。また、現地ライオンズの積極的な関与があることが望まれます。クラブがあっても地区が編成されていない国については、事業実施地に最も近いクラブがその事業を承認する必要があります。いかなる場合にも、事業における現地ライオンズの役割について詳細にわたる情報がLCIFに提供されなければなりません。現時点でクラブが存在しない国々では、申請を行うライオンズは、その事業をきちんと監督、評価、および報告する能力があることを証明できなければなりません。

Lions Clubs International Foundation
300 West 22nd Street | Oak Brook, IL 60523-8842 | USA

電話: +1 (630) 203-3819

FAX: +1 (630) 571-5735

Eメール: lcifdistrictandclub@lionsclubs.org